調整給付金の手続き

問合せ　企画財政課 総合政策担当　☎991-1818

国の総合経済対策「定額減税」において、減税しきれないと見込まれる方に対しては、定額減税しきれない額を１万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」を支給します。

対象となる方には次のとおり通知を８月下旬（予定）に送付します。

▶対象者

次の要件を満たす方

１．令和６年度所得税が課税されている又は松伏町から令和６年度個人住民税所得割が課税されている。

２．定額減税可能額[注1]を減税しきれないと見込まれる。

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

注1　定額減税可能額　所得税分＝３万円×減税対象人数[注2]　住民税分＝１万円×減税対象人数

注2　減税対象人数＝納税義務者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族（16歳未満を含み、国外居住者を除く。）

▶手続きから支給までの流れ

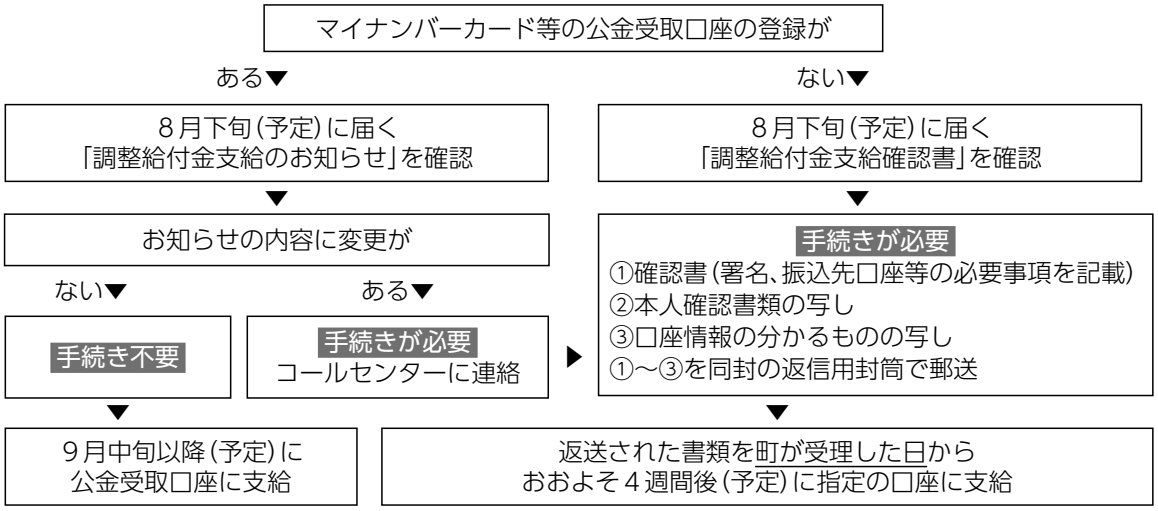

▶手続きが必要な方の提出期限

10月31日（木）まで　当日消印有効

▶相談窓口・コールセンター

８月26日（月）９時～　相談窓口・コールセンターを設置します。

【特設相談窓口】　役場第二庁舎１階打合せ室１

【コールセンター】　☎048-990-9011　　詳しくはこちら▶

12月から下水道使用料を改定

問合せ　まちづくり整備課 下水道担当　☎991-1844

今回の料金改定は、健全な事業運営を維持していくため、使用料の引き上げを実施するものです。利用者の皆様には、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料改定後の比較（２か月当たり・消費税抜き）

改定前			改定後		
基本使用料	従量使用料（１㎥につき）		基本使用料	従量使用料（１㎥につき）	
20㎥まで 1,700円	20㎥を超え40㎥まで	100円	20㎥まで 1,800円	20㎥を超え40㎥まで	110円
	40㎥を超え60㎥まで	110円		40㎥を超え60㎥まで	120円
	60㎥を超え100㎥まで	140円		60㎥を超え100㎥まで	150円
	100㎥を超える分	180円		100㎥を超える分	190円

※新料金の適用時期は令和6年12月1日になります。